

令和元年10月15日

一般社団法人日本公認心理師養成機関連盟 御担当者 様

公認心理師養成に係る心理実習及び心理実践実習科目の矯正施設での受入れについて（御案内）

平素から矯正行政に格別の御協力を賜り、誠にありがとうございます。

公認心理師となるために必要な科目を開設している大学(大学院)においては、学外の施設における心理実習及び心理実践実習の科目として、司法・犯罪に関する施設での実習が掲げられております。この点について、別添の広報資料のとおり、九州・沖縄の矯正施設（刑務所，少年刑務所，拘置所，少年院及び少年鑑別所）において実習を積極的に受け入れております。

つきましては、お手数ですが、別添の広報資料を、貴連盟御所属であって、心理実習又は心理実践実習科目を御担当されている大学教員に、適宜の形で情報提供いただくとともに、矯正施設での心理実習及び心理実践実習の実施について積極的に御検討いただけますと幸いです。

矯正施設での心理実習及び心理実践実習を希望される場合は、当該実習を希望する矯正施設又は福岡矯正管区にお気軽にお尋ねください。

今後とも御理解、御支援を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

法務省 福岡矯正管区
(電話番号 (代) 092-661-1137)

大学・大学院における

国家資格 公認心理師養成に係る

実習受入れ中

受入れ可能な施設（福岡矯正管内）

○印は平成30年度に受入れ実績のあった施設

公認心理師法では、実践力の高い人材を養成する上で、大学・大学院外の施設における実習科目は非常に重要な科目として位置付けられています。

その実習施設には、矯正施設が含まれていることから、九州、沖縄各県の少年鑑別所・少年院・刑事施設では、公認心理師養成に係る実習を積極的に受け入れています。

【少年鑑別所】

福岡少年鑑別所
小倉少年鑑別支所
佐賀少年鑑別所
長崎少年鑑別所
熊本少年鑑別所

○大分少年鑑別所
宮崎少年鑑別所
○鹿児島少年鑑別所
○那覇少年鑑別所

【少年院】

筑紫少女苑
福岡少年院
佐世保学園
人吉農芸学院
中津少年学院

○大分少年院
○沖縄少年院
○沖縄女子学園

【刑事施設】

北九州医療刑務所
福岡刑務所
麓刑務所
長崎刑務所
熊本刑務所
大分刑務所
宮崎刑務所
鹿児島刑務所
沖縄刑務所
佐賀少年刑務所
福岡拘置所



実務経験プログラム実施中

全国の少年鑑別所及び刑事施設は、公認心理師法第7条第2号に規定される施設として認定されています。

実務経験プログラムの対象者である法務技官（心理）は、国家公務員採用試験により採用を行っています。

実習受入れ施設に関する詳細はこちらから→



法務省ホームページ

お問合せ先：福岡矯正管区
092-661-1137